

三ノ宮駅周辺における公共交通乗継円滑化推進会議規約

(名称)

第1条 本会議は、「三ノ宮駅周辺における公共交通乗継円滑化推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、三ノ宮駅周辺における公共交通の乗継を円滑にすることにより、公共交通の利便性の向上及び利用促進を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 推進会議は、地域団体、交通事業者、学識経験者、NPO、関係行政機関(国土交通省、兵庫県、神戸市)によって構成する。

(別紙のとおり)

(交通事業者の入会)

第4条 三ノ宮駅周辺から発着する路線を有する交通事業者については、原則推進会議に参画するものとする。

(交通事業者の退会)

第5条 三ノ宮駅周辺から発着する路線を有しなくなった交通事業者は、退会したものとする。

(座長の選任)

第6条 推進会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、座長が議長を務める。

3 推進会議は、構成員の半数以上の出席により成立する。

4 推進会議には、オブザーバーについても参加することができる。

(事業)

第8条 推進会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 乗継円滑化による公共交通の利用促進に関すること。

(2) 「三ノ宮駅周辺における公共交通乗継円滑化推進会議」の運営に関すること。

(3) 三ノ宮駅バスのりば案内マップの作成に関すること。

(4) ポータルサイト「乗り場インフォ三宮」の維持管理・活用に関すること。

(維持管理等に関しては、別途「ポータルサイト「乗り場インフォ三宮」の維持管理等に関する要綱」に定める。)

(5) その他、推進会議の目的達成に関すること。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、神戸市企画調整局デザイン都市推進室、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所が担当する。

(補則)

第10条 この規約に議事が生じた場合及び定めのない事項については、推進会議において定める。

附則

この規約は、平成20年6月1日から施行する。